

介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算（見える化要件）

利用者に直接介護サービスを提供する職員（介護職員）の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的に創設された加算です。平成23年度までは「介護職員処遇改善交付金」として実施されていましたが、平成24年度からは「介護職員処遇改善加算」として、介護報酬の加算へ移行しました。

介護や福祉に関わる職員（以下介護職員等）の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取組みが行われてきました。

2019年10月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定においては、介護職員等の更なる処遇改善として、それぞれ「介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下新加算）が創設され、当法人においても算定を行っております。

算定要件

介護職員処遇改善加算を取得するためには、下記の条件を満たす必要があります。

① キャリアパス要件

I...職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をする

II...資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設ける

III...経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み、または一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設ける

② 職場環境等要件

- ・賃金改善以外の処遇改善（職場環境の改善など）の取組を実施する

特定処遇改善加算

2019年10月に新設された制度です。

介護業界には「長い間1つの事業所で働いてもなかなか給料がアップしない」というイメージもあり、リーダー職の定着が問題視されてきました。

そこで、国が「勤続10年以上の介護福祉士に対して、月8万円相当の処遇改善を実施する」という方針に基づき、作ったのが特定処遇改善加算（介護職員等特定処遇改善加算）です。特定処遇改善加算は、介護職員全般を対象とした従来の処遇改善加算とは違い、経験・技能のある介護職員を対象としています。

特定処遇改善加算を取得するための条件

- ・介護職員処遇改善加算の、加算IからIIIのいずれかを取得している
- ・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件を満たしている
- ・介護職員処遇改善加算に関する取り組みをホームページなどに掲載し、見える化を行っている

介護職員処遇改善加算 職場環境要件

キャリアパス要件1	イ	介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。
	ロ	イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。
	ハ	イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している

キャリアパス要件2	イ	資格取得のための支援の実施（実務者研修及び介護福祉士受験料の全額負担）
	ロ	イについて、全ての介護職員に周知している
キャリアパス要件3	イ	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている ・"一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する
	ロ	イについて、全ての介護職員に周知している

環境要件

区分	内容
入職促進に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 ・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ・上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
腰痛を含む心身の健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 ・厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等）を行っている ・現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している
やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 ・地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施